

秦野市ごみ減量通信

第 11 号

平成 21 年 5 月 28 日発行

発行 秦野市清掃事業所業務管理班（秦野市名古木 409 番地） 電話：82-4401（直通）
粗大ごみ・剪定枝戸別収集受付電話：82-0053（秦野市名古木 409 番地：清掃事業所内）
E-mail：seisou@city.hadano.kanagawa.jp

市民の皆さんに、秦野市のごみの現状を知ってもらい、ごみ減量等の大切さを理解していただくため、『秦野市ごみ減量通信』を発行しています。

◆ 不法投棄をしない、させない、ゆるさない！

今号では、秦野市全体のごみの減量及び環境美化の保全という観点から、市の不法投棄の現状について紹介させていただきます。

市の不法投棄に対する事業

※不法投棄物の早期撤去、監視カメラによる監視システムの設置、他団体と協力してのパトロール、啓発活動など不法投棄防止策を行っています。

不法投棄物撤去などに係る費用

平成 19 年度ではこれらの事業の費用として約 320 万円（そのうち撤去にかかる費用は約 170 万円）かかっています。不法投棄がされない環境であればこのような費用はかからなくて済むのですが、なくなっていないのが現状です。

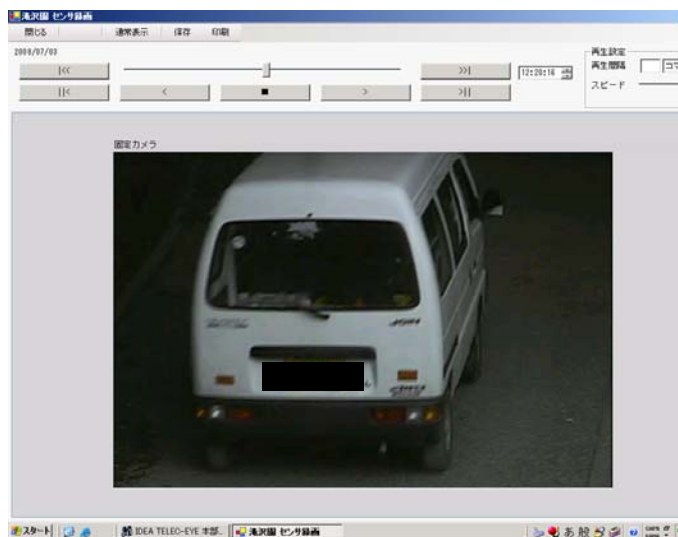
★ 不法投棄は犯罪です。

不法投棄は法律で 5 年以下の懲役若しくは 1 千万円以下の罰金が定められています。不法投棄の現場や投棄をした者が特定できそうなものの発見があった際は清掃事業所（TEL：0463-82-4401）もしくは、秦野警察署生活安全課（TEL：0463-83-0110）までご連絡ください。

みなさんにもできること

市では不法投棄をされない環境づくりの推進をしています。「不法投棄禁止」、「ポイ捨て禁止」、など啓発用の看板をご自宅や所有地、収集場所へ設置いただけるよう用意しております。数に限りはありますが、設置を希望される方は清掃事業所までご連絡下さい。

※市で行っている不法投棄物の撤去は市所有地、公道、公共施設敷地内などで、私有地は対象としていません。私有地については、土地所有者責任において撤去していただくこととなりますので、不法投棄されないよう対策をしてください。



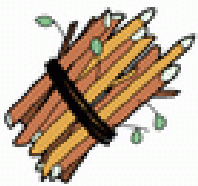
● 監視システムに映っている通行車両



● 実際の監視システム

◆ ごみは収集日の朝から午前8:30 までに出してください。

ご家庭から出る可燃ごみ、容器包装プラスチック、ペットボトル、資源物、その他のごみについては、決められた収集場所に当日の午前8時30分までに出して下さい。収集後にごみを出す等のマナー違反は、カラスやネコなどに荒らされる被害が生じ、他の利用者の迷惑になります。



★ 剪定枝も不燃ごみの収集日午前8:30までに!

庭木等の剪定枝は「不燃ごみ」と同じ収集日ですが、同時に回収されるのではなく、別々の車で回収していますので、「剪定枝」、「不燃ごみ」とも必ず当日の午前8時30分までに出して下さい。特に、剪定枝の方が実際の回収時間が早い傾向にあり、8:30以降に出すと、収集場所に残ってしまう場合が多く見受けられますので、注意して下さい。



◆ 『廃棄物減量等定例連絡票』からの報告

年4回、自治会内での廃棄物減量などに係わる活動状況について、連絡票により報告いただいておりますが、その内容を一部紹介します。今後の活動の参考にして下さい。

(主な内容)

- 収集後の後出しがあったため、掲示板に注意書きを貼った。
- 深夜のごみ出しや分別をしていない等のマナー違反があった都度、回覧で注意を喚起した。
- 新しく自治会へ加入された方へ、分別の仕方やカレンダーの説明をした。
- ごみ収集場所に「ごみと資源の分別カレンダー」を掲示した。
- 地区の分別の徹底のため、自治会未加入世帯へも「ごみと資源の分別カレンダー」を配布した。



◆ お知らせ

ごみと資源の分け方・出し方ガイドの訂正

本年度発行いたしました「ごみと資源の分け方・出し方ガイド」に誤りがございましたので、この場をお借りしてお詫びと訂正をさせていただきます。

ページ	変更する箇所	変更前 (誤)	変更後 (正)
P10	市では扱えないごみ リサイクル料金 (代表的なメーカー)	冷蔵庫・冷凍庫 17ℓ以上4,830円 17ℓ以下3,780円	冷蔵庫・冷凍庫 171ℓ以上4,830円 170ℓ以下3,780円